

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鶴田町は、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鶴田町長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>鶴田町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、鶴田町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>申請・届出等は、窓口及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)3. 団体内統合宛名システム4. 中間サーバー5. クラウド型バックアップセンター6. サービス検索・電子申請機能7. 申請管理システム <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>: 第1条第2号ハ、第2条第3号ロ第6号ハ第7号ロ第12号ハ、第3条第3号ロ第7号ハ第8号ロ、第4条第2号ハ、第6条第2号第6号ロ第7号、第7条第1号ロ第2号ロ、第8条第1号ハ第2号ハ第3号第4号第5号、第10条第1号ロ第2号第3号、第12条第1号又第2号ハ第3号又第4号、第13条第1号ロ第2号ロ、第14条第1号第2号、第15条、第16条第1号第2号第3号、第20条第8号ロ、第22条第1号二第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号、第23条第2号、第24条、第25条第8号ロ第9号第10号第11号、第27条第1号第2号第3号、第28条第1号ホ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ホ第2号二第5号ホ、第32条第1号ロ第2号ロ、第33条第4号、第37条第1号ロ第2号、第38条第1号ロ、第39条第3号、第41条第1号第2号、第43条第1号ロ、第45条、第47条第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第6号ハ第7号ハ第10号ハ第11号ハ、第48条、第50条第1号第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ、第51条第2号第3号第4号ロ第5号第6号第8号第9号第10号第11号第12号、第53条第2号二第3号二第4号イ、第55条第1号二第2号ハ第3号二第4号二、第56条、第57条、第58条第1号ロ第2号ロ、第59条第2号</p> <p>※別表第二の30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、92、101、105、116、117、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: zaisei@town.tsuruta.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: zaisei@town.tsuruta.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I-1-② 事務の概要	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、鶴田町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>		
平成27年9月18日	I-3 法令上の根拠	第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)		
平成27年9月18日	I-3 法令上の根拠	—	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)に、第22条(転入届)を追記する。		
平成27年9月18日	I-4 法令上の根拠	—	<p>・住民基本台帳法の根拠に、以下の条項を追加。</p> <p>第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</p>		
平成27年9月18日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I-4-② 法令上の根拠	—	<p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ハ、第2条第3号ロ第6号ハ第7号ロ第12号ハ、第3条第3号ロ第7号ハ第8号ロ、第4条第2号ハ、第6条第2号第6号ロ第7号、第7条第1号ロ第2号ロ、第8条第1号ハ第2号ハ第3号第4号第5号、第10条第1号ロ第2号第3号、第12条第1号又第2号ハ第3号又第4号、第13条第1号ロ第2号ロ、第14条第1号第2号、第15条、第16条第1号第2号第3号、第20条第8号ロ、第22条第1号ニ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号、第23条第2号、第24条、第25条第8号ロ第9号第10号第11号、第27条第1号第2号第3号、第28条第1号ホ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ホ第2号ニ第5号ホ、第32条第1号ロ第2号ロ、第33条第4号、第37条第1号ロ第2号、第38条第1号ロ、第39条第3号、第41条第1号第2号、第43条第1号ロ、第45条、第47条第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第6号ハ第7号ハ第10号ハ第11号ハ、第48条、第50条第1号第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ、第51条第2号第3号第4号ロ第5号第6号第8号第9号第10号第11号第12号、第53条第2号ニ第3号ニ第4号イ、第55条第1号ニ第2号ハ第3号ニ第4号ニ、第56条、第57条、第58条第1号ロ第2号ロ、第59条第2号</p> <p>※別表第二の30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、92、101、105、116、117、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>		
平成27年9月18日	I-5-② 所属長	町民生活課長 一戸雅人	町民生活課長 福井清明		
平成27年9月18日	I-7 請求先	鶴田町 総務課 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 0173-22-2111	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp		
平成27年9月18日	I-8 連絡先	鶴田町 総務課 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 0173-22-2111	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I-7 請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	事後	
平成29年7月14日	I-8 連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	事後	
平成29年7月14日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月14日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成31年4月12日	I-5-② 所属長の役職名	町民生活課長 福井清明	課長	事後	様式の変更による修正
平成31年4月12日	VI-1 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-2 特定個人情報の入手	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-3 特定個人情報の使用	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-5 特定個人情報の提供・移転	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	入手:接続しない 提供:特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-7 特定個人情報の保管・消去	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月12日	VI-8 監査	-	自己点検、内部監査	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-9 従業員に対する教育・啓発	-	特に力を入れて行っている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月12日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年11月25日	I-1-③ システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. クラウド型バックアップセンター ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。	事前	
令和2年11月25日	I-7 請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail:kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp	事前	
令和2年11月25日	I-8 連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail:kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp	事前	
令和2年11月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和2年11月25日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年3月17日	II-1 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月17日	II-2 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	I-1-② 事務の概要	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、鶴田町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、鶴田町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>申請・届出等は、窓口及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>	事後	
令和6年3月22日	I-1-③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. クラウド型バックアップセンター 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. クラウド型バックアップセンター 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム 	事後	
令和6年3月22日	II-1 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年3月22日	II-2 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	